

# FINANCIAL REPORTING FLASH REPORT

## IFRS 適用のロードマップの最終化に向けて

ロードマップ案に対するコメント締め切り後初めての企画調整部会が開催された。  
任意適用は 2010 年 3 月期、強制適用は 2015 年又は 2016 年に適用開始

June 11, 2009

本日、金融庁企業会計審議会は第 16 回企画調整部会を開催した。2009 年 2 月 4 日にロードマップ案(正式には「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」が公表され、4 月 6 日でコメントの受け付けが締め切られていた。コメント締め切り後初めての企画調整部会ということになる。本レポートでは、本日金融庁の HP に公表された第 16 回企画調整部会の配布資料([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryoushou/kikaku/20090611.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryoushou/kikaku/20090611.html))のみに基づいて、ロードマップ案の最終化の方向性についてまとめたものである。そのため、最終的な決定事項でないことを予めご了承ください。

配布資料の中に、ロードマップ案の公開草案からの主な修正(案)の概要(資料 2)があるが、そこで示されている修正項目の主なポイントは、以下の 4 点である。

1. 任意適用の時期の明確化
2. 任意適用の対象となる企業の明確化
3. 強制適用の時期の具体的明記
4. 強制適用にあたっての段階適用の検討

### 1. 任意適用の時期の明確化

任意適用に関しては、公開草案では 2010 年 3 月期という時期は示しつつも、「諸課題の取組状況、国際的な動向を見極めた上で判断する必要がある」として、含み

を残した表現となっていたが、修正案では、「2010 年 3 月期の年度から任意適用を認めることが適当である。」としている。国際的な動向の一つである米国での議論に関わらず、我が国において国際財務報告基準(IFRS)の任意適用に踏み切る強い決意が示されているといえよう。

### 2. 任意適用の対象となる企業の明確化

公開草案では、「国際的な財務活動を行っている企業」又は「市場において十分周知されている一定規模以上の企業」の連結財務諸表を任意適用の対象となる企業としていたが、これについては、「国際的な財務・事業活動を行っている企業」の連結財務諸表(及びその上場子会社の連結財務諸表)として、「市場において十分周知されている一定規模以上の企業」が対象から除かれた。なお、そうした市場において十分周知されている一定規模以上の上場企業等に適用対象を拡げていくかどうかについては、「IFRS の改訂状況やそれに対する我が国の投資者等の関係者の評価等も見極めつつ、当局が適切に判断することが適当である」としている。

資料 4 として連結財務諸表規則の改正案(未定稿)等が用意されており、そこでは「国際的な財務・事業活動を行っている企業」の要件が示されている。それを要約すると以下のようなものである。

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 上場会社であること。
- ② 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。
- ③ (連結財規で規定する) 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人において、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。
- ④ 会社又はその親会社が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと(一部省略)
  - 外国の法令に基づき国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。
  - 外国に連結子会社(資本金を基準にした一定の規模を要求している)を有していること。

上記の要件のうち、③の具体的な要件までは不明であるが、③の要件を満たすことは簡単ではないだろう。

なお、現行の連結財規 93 条で認められている米国式連結財務諸表の利用であるが、資料4の改正案(未定稿)によると、連結財規 93 条の改正案は、連結財務諸表が国際会計基準に従って作成されることを認める規定になっている。現在、米国式連結財務諸表によって連結財務諸表を作成している企業の取扱いについては触れられておらず、今のところどのような対応が考えられているのかははっきりしない。

### 3. 強制適用の時期の具体的明記

公開草案においては、強制適用の判断の時期について 2012 年と明示されていたが、強制適用の時期は示されていない。作成者の立場からは強制適用の時期が明示されないと準備に取り掛かることもできないという意見が多く、修正案においては、「判断時期から少なくとも

も 3 年の準備期間が必要(すなわち 2012 年に強制適用を判断する場合には、2015 年又は 2016 年に適用開始)」として強制適用の時期が具体的に明記された。

### 4. 強制適用にあたっての段階適用の検討

米国が企業の規模に応じた段階的な適用をそのロードマップ案で示していたのと対照的に、我が国の公開草案では、「上場企業の連結財務諸表を一斉に IFRS に移行する」としていた。この点については、米国のように段階適用を求めるコメントが数多く寄せられたことから、修正案では「IFRS を段階的に適用するか、一斉に適用するかは、IFRS の強制適用を判断する際に、任意適用の状況等を基に作成者の対応能力等を見極めた上で、改めて検討・決定することが適当であると考えられる」として、段階適用の可能性を示唆するものとなった。また、その場合でも「併存期間は長くて 3 年程度とすることが考えられる」としており、長くて 3 回に分けた段階適用が考えられ、強制適用初年度が 2015 年 3 月期とすると、最後の段階適用は 2017 年 3 月期ということが考えられる。

おわりに

3 月決算の企業を例にとると、2015 年 3 月期に強制適用となった場合に、2 年間の比較財務諸表の開示が必要となるため 2015 年 3 月期及び 2014 年 3 月期の連結財務諸表を IFRS で作成する必要がある。期首バランスを IFRS で確定させる必要もあるため、2013 年 3 月期末も IFRS で連結貸借対照表を作成する必要がある。そのため、2013 年 3 月期の 1 年間は実質的な作業が必要となり、事前の準備期間は、2010 年 3 月期(進行期)、2011 年 3 月期、2012 年 3 月期の 3 年間しかないことがわかる。IFRS は経理関連部署だけの問題ではなく、システム、戦略など企業全般に影響が及ぶものであることはいまや誰もが強調することであるが、経理関連部署が IFRS への移行の中心となることは明らかであろう。2009 年 3 月期は、四半期報告制度と内部統制報告制度が同時に導入された初めての 1 年間であった。この 1 年間で

振り返ってみれば1年のうち、経理関連部署がIFRSの準備に割くことができる時間は非常に限られていることがわかるであろう。強制適用まで待つといっても残された時間は実はあまり多くないのである。

限られた時間を有効に使うためには、IFRSへの移行に当たってどのような影響や課題があるのか分析し、そこで特定された影響や課題に対して具体的な方針を策定し、その上で計画的に対応して行く必要がある。日本企業にとってIFRSへの移行に際して、最も影響が大きいと言われているのが収益認識である。収益認識は日常業務に密接に関連していることから業務プロセスの変更が必要となる場合もあり、決算数値への影響のみならず、財務報告に係る内部統制にも大きな影響をもたらすものと考えられる。その他にも金融商品や固定資産など日本企業にとって影響が大きいと考えられている項目は多い。具体的な移行計画を立てるために、まずはIFRS適用による影響分析をする必要があるだろう。

以上